

平成23年(2011年)8月2日



# 埼玉県報

第 2 3 0 9 号  
平成 2 3 年 8 月 2 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システムヘルプデスク等運用業務委託に関する落札者等の公示\(入札企画課\)](#)
- [公害防止主任者資格認定講習の実施\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [志多見土地改良区の役員就任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [三田ヶ谷土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [羽生領島中領用排水路土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立小児医療センターガンマカメラシステムに関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立循環器・呼吸器病センター及び埼玉県立小児医療センターの生化学自動分析装置等の賃貸借に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [住民監査請求に係る監査結果の公表\(監査第一課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第九百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年七月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人川口フィンランド協会
- 三 代表者の氏名  
米竹 明
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市本町三丁目二番七 千三百十号デュアルコート川口ウエストビュ  
1
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、生活・文化・スポーツ・教育・経済等の交流を通じて、川口市民並びに会員とフィンランド共和国国民との相互理解を深め、友好・親善関係を推進することを目的とします。

## 告 示

埼玉県告示第九百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年七月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人西川口を活性化させる会
- 三 代表者の氏名  
君塚 正
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市西川口一丁目六番十七号扶桑ビル二F
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、西川口駅周辺住民および周辺を利用する人々に対し、コミュニティの場を提供し、コミュニティ促進に関する事業を行い、西川口駅周辺地域の活性化と環境保全、経済的地位の向上を図り、健全な活気あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年七月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わあくらいふさぼーたー

三 代表者の氏名

阿部 重利

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市蒲生茜町二十五 一クラウンハイター A

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、地域の求職者や就業者に対して、ワークライフバランス及び人材育成、子育て支援に関する事業を行うことによって、心身の健全をサポートし、社会発展を創造することを目的とする。

（変更後）この法人は、地域の企業や労働者・求職者等に対して、ワークライフバランスの導入・支援・促進等及び人材育成に関する事業を行うことによって、企業の成長や労働者の心身の健全及び充実した家庭生活をサポートし、社会発展を創造することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第九百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県電子入札共同システムヘルプデスク等運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部入札企画課総務・電子入札システム担当 埼玉県さいたま市浦和  
区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年5月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社K S K 東京都稲城市百村1625番地2
- 5 落札金額  
56,686,350円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年4月8日

# 告示

埼玉県告示第九百二十四号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第一百六条第一項の規定により、平成二十三年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成二十三年八月二日

埼玉県知事 上田清司

一 講習の区分、実施期間、実施場所及び予定人員

区分	実施期間	実施場所	予定人員
大気関係	平成二十三年十月三日（月）から同月五日（水）まで	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号 さいたま共済会館 六〇一・六〇二	一〇〇人
水質関係	平成二十三年十月十二日（水）から同月十四日（金）まで	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇一・二〇二会議室	一四〇人
騒音・振動関係	平成二十三年十月十九日（水）から同月二十一日（金）まで	同右	同右
ダイオキシン類関係	平成二十三年十月三日（月）、同月六日（木）及び同月七日（金）	（平成二十三年十月三日（月）） 埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号 さいたま共済会館 六〇一・六〇二	五〇人

	<p>(十月六日(木) 及び十月七日 (金))</p> <p>埼玉県さいたま市 浦和区高砂三丁目 十二番二十四号 埼玉教育会館二〇 二会議室</p>	

二 講習の区分、科目及び合計時間数

区分	科目	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術	二〇
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術	二〇
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術	二〇
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術	二〇

三 受講資格等

イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。

ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

#### 四 提出書類

イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書

ロ 公害防止実務経験証明書

ハ 工場又は事業場の概要書

#### 五 提出書類の受付期間、受付場所等

イ 受付期間及び受付時間

平成二十三年九月一日（木）及び同月二日（金）の午前九時三十分から午後四時三十分まで

ロ 受付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇二会議室

ハ 受付方法

受付場所に持参すること。

#### 六 受講申込書の請求

埼玉県環境部水環境課、埼玉県各環境管理事務所又は各市町村環境担当課に請求すること。

# 告 示

埼玉県告示第九百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スーパービバホーム深谷店

埼玉県深谷市上柴町東二丁目二十九番八外

### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年三月二十二日

### ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

一万千三百二十三平方メートル

### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七六七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一九〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二九二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三三立法メートル

### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前六時三十分から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後五時

ト 届出年月日

平成二十三年七月二十一日

二 縦覧期間

平成二十三年八月二日から平成二十三年十二月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年八月二日から平成二十三年十二月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

埼玉県告示第九百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、志多見土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	松 村 晃 明	加須市阿良川九百四十二番地

# 告 示

埼玉県告示第九百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年七月二十六日認可した。

平成二十三年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

三田ヶ谷土地改良区

二 事務所所在地

羽生市

# 告 示

埼玉県告示第九百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年七月二十六日認可した。

平成二十三年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 名称

羽生領島中領用排水路土地改良区

## 二 事務所所在地

羽生市

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年八月二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

## 一 許可番号

平成二十三年七月二十一日

指令熊建セ第〇八二二〇〇四一号

## 二 検査済証番号

平成二十三年七月二十八日

熊建セ第九十七号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字富田字原三千三百十二 外十筆

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

株式会社 コメリ 代表取締役社長 捧 雄一郎

# 告 示

埼玉県病院事業告示第十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年八月二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
ガンマカメラシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立小児医療センター 事務局業務部  
埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100
- 3 落札者を決定した日  
平成 23 年 7 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社自治体病院共済会  
東京都千代田区紀尾井町 3 番 27 号
- 5 落札金額  
46,725,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 23 年 6 月 10 日

# 告 示

埼玉県病院事業告示第十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十三年八月二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

生化学自動分析装置等の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター分 平成24年2月1日から平成29年1月31日まで

イ 埼玉県立小児医療センター分 平成24年3月1日から平成29年2月28日まで

### (4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330 - 0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 1 3 - 3

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 数藤(すどう)・原田

電話048 - 830 - 5985 (直通) ファクシミリ048 - 830 - 4905

- (2) 仕様に関する問い合わせ先

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター分

〒360 - 0105 埼玉県熊谷市板井 1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 検査技術部 丸山

電話 048 - 536 - 9900 ファクシミリ 048-536 - 9920

イ 埼玉県立小児医療センター分

〒339 - 8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100

埼玉県立小児医療センター 検査技術部 飯田

電話048 - 758 - 1811 ファクシミリ048 - 758 - 1818

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年9月14日(水)午前11時まで。なお、停電の影響で電子入札システムへの接続ができない場合は、平成23年9月14日(水)午前11時までに当担当に申し出ること。

その場合、入札書の書面提出を承認するので、平成23年9月14日(水)午後4時までには郵送又は持参により提出すること(郵送による場合は、書留郵便とし期限内に必着のこと)。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年9月13日(火)午後5時まで(必着)ただし、上記アのなお書きの場合は、この限りでない。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成23年9月14日(水)午前11時30分

なお、停電の影響で、開札日時を延期することがある。開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成23年9月2日(金)午後5時までに次のいずれかの方法で提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

なお、停電の影響で電子入札システムへの接続ができない場合は、平成23年9月2日(金)午後5時までに当担当に申し出ること。

その場合、書面提出を承認するので、平成23年9月5日(月)午前12時までに紙媒体の書類を上記3(1)の場所へ郵送又は持参により提出すること(郵送による場合は、書留郵便とし期限内に必着のこと)。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の場所へ郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は、書留郵便とし期限内に必着のこと(上記アのなお書きの場合は、この限りでない。)

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無  
無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年8月22日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of Clinical Chemical Analysis Systems

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., September 14, 2011 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., September 13, 2011)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

# 告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十三年八月二日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

## 第1 監査の請求

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の受付

平成23年6月7日

### 3 請求の内容

#### (1) 請求の要旨

ア 「旧浦和青年の家跡地における仮設撤去復旧工事」(以下「仮設撤去復旧工事」という。)が平成21年10月から平成22年5月まで実施され、埼玉県は工事費837万3,750円を支出した。

しかし、平成20年3月の日本赤十字社(以下「日赤」という。)との土地売買契約書では「土地に隠れた瑕疵があっても、県は責任を負わない」となっている。

よって、県が工事費を支出したのは不適切であり、日赤が責任を負うべきであった。

イ 仮設撤去復旧工事は、日赤社屋の建設を行う事業者に対する損害賠償に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に規定する議会の議決を欠いた不適切な支出である。

#### (2) 請求する措置の内容

管財課長及び同課職員並びに本件に関連連座する全職員に、支払金額837万3,750円の補填をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

## 第2 請求の要件審査

請求人は公金支出の不当性を主張しており、本件請求は法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

「仮設撤去復旧工事」の支出を監査の対象とした。

### 2 監査対象機関

総務部管財課

### 3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成23年7月1日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、総務部職員が立ち会った。なお、新たな証拠の提出はなかった。

また、同日、総務部職員の陳述があった。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア 県と日赤との契約書の中の瑕疵担保責任第6条には「甲は、この土地に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。」と明記されているため、県が支払う義務はない。買主である日赤が責任を持つべきである。

イ 事実証明書別紙2の管財課の文書中に、「建設会社が日赤社屋建設のために設置した仮設に対する補償が必要になった。」とある。補償であれば、法第96条[議決事件]第1項第13号に「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。」とあるため、議会の議決が必要であるが議決を経ていない。

ウ 工事の期間の延長等の契約変更が行われ、平成22年2月22日付の変更契約では請負代金額が1,426,950円増額、平成21年の11月12日付の変更契約では期間の延長をしている。期間延長はするが増額はしない変更契約は非常に不思議で疑問がある。

(2) 執行機関の陳述の要旨

ア 石綿含有建材が土地に從來から内在した隠れた瑕疵ではなく、県が土地を日赤に売却する前に実施した既存建物の解体工事の際に敷き均した再生砕石の中から石綿含有建材が発見された。このため、土地売買契約書第6条に定める「土地に隠れた瑕疵」に該当せず、県の責任でこれを撤去すべきであると判断した。

イ 再生砕石の全量撤去工事を実施するには、日赤社屋建設のために同敷地内に既に設置されていた仮設現場事務所及び一部仮囲いの撤去と同敷地周囲の仮囲いの使用が必要となった。

そこで、その仮設現場事務所及び一部仮囲いの撤去復旧と一部以外の仮囲いの利用を内容とする工事請負契約を締結した。

ウ その後、撤去予定の仮設現場事務所を使用する必要が生じ、また、工期延長の必要に伴い仮囲いの利用期間の延長が必要となった。このため、工期及び工事請負金額の変更を行なったものである。

エ 法第96条第1項第13号の「法律上その義務に属する損害賠償」は、国家賠償法の規定により賠償義務を負うような場合、あるいは私法的な関係において故意又は過失により違法に他人の権利を侵害して損害を生じさせ民法上の損害賠償を負うような場合が該当する。本件工事の支出がこれに該当しないことは明らかであり、議会の議決を要しないものである。

(3) 執行機関の陳述に対する請求人の意見の要旨

現場事務所は1月の半ばから使用され、2月半ばには解体、5月に復旧した。実際、県が使ったのは1か月だった。現場事務所の使用は一時使用である。

#### 4 監査対象機関の説明

総務部管財課から関係書類の提出を受け調査を行うとともに、次のとおり説明を受けた。

##### (1) 日赤との土地売買契約書の「瑕疵担保責任免責」条項について

第6条「瑕疵担保責任免責」条項適用の判断基準については、再生砕石の層より下の層から廃棄物等が出現すれば、その部分については県は責任を負わないと言えるが、本件は県が実施した工事に起因したものと判断できることから、県の責任でこれを撤去すべきと判断した。

庁内の法務相談においても、弁護士から土地の瑕疵ではなく、工事の問題ではないかとの回答を得ている。

土地売買に際して瑕疵担保責任が問われた判例として、地中に排水管、浄化槽が埋設されていた事案、地中にガソリンスタントの埋設基礎等の障害物が存在した事案、地中に陶器などの破片、くず等が埋設されていた事案、地中に建築資材等の廃棄物が埋設されていた事案などがある。

##### (2) 土地売買契約書第12条に基づく日赤との協議について

本件については、契約書第12条の「この契約に定めのない事項」として、日赤と協議を行った上で撤去工事の実施を決定した。

まず、平成21年8月17日に県、日赤、さいたま市で今後の対応を協議し、県が土地を日赤に売却する前の解体工事の際に敷き均した再生砕石の中に石綿含有建材が入っていた可能性が高いとの判断から、県が主体となって敷地全体の点検・除去作業を行うこととした。

その結果を踏まえ、8月25日に県、日赤、さいたま市で再度協議を行い、以下の事項等を総合的に判断して、県の責任で再生砕石の全量撤去工事に踏み切った。  
ア 点検により確認ができた範囲が全体の敷地の約半分程度であり、手作業による点検回収では十分に除去できないと判断した。

イ 大気中の石綿飛散濃度は一般地と変わらないものの、地域住民の方々の健康被害についての不安が非常に大きかった。

ウ 再生砕石の点検後に指導監督権限のあるさいたま市から、建物の解体に係る指針に準じた形で石綿含有建材を含む再生砕石の全量撤去について指導を受けた。

##### (3) 仮設に対する「補償」について

事実証明書別紙2において「補償」という文言を用いたが、内容は、その資料の下部に記載した仮囲い並びに仮設事務所の撤去・復旧費及び賃料のことであり、損害賠償ではない。

#### 5 事実関係

監査対象事項について、次の事項を確認した。

##### (1) 本件に係る主な経緯

浦和青年の家及び岸町庁舎の廃止から再生砕石撤去工事完了までの主な経緯は、次表のとおりである。

年月日	内 容
H16.3.31	浦和青年の家及び岸町庁舎を廃止
H18.12.27	知事あてに、跡地売却の凍結と公園としての整備等を求める「旧浦和青年の家跡地利用に関する陳情書」が提出された。 提出者：旧浦和青年の家跡地利用を考える会
H19.2.7	知事あてに、調公園と一体の公園としての活用等を求める「青年の家・青館跡地の有効利用について（お願い）」と題する文書が提出された。 提出者：調自治協力会
2.28	同施設を解体、敷地に再生砕石を敷く。
7.17	知事あてに、全面公園化と住民説明会の開催等を求める「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地問題について」と題する要望書が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
8.2	知事あてに、住民説明会の開催とさいたま市買受け部分の位置変更等を求める「旧浦和青年の家・旧岸町庁舎跡地についてお願い」と題する文書が提出された。 提出者：調自治協力会
8.4	知事あてに、調自治協力会とは別に住民説明会の開催を求める「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地問題について」と題する要望書が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
9.1	調自治協力会主催の住民説明会が開催され、管財課・さいたま市・日赤が出席した。
9.17	浦和青年の家跡地利用を考える会主催の住民説明会が開催され、管財課・日赤が出席した。 全面公園化や日赤の当該跡地への移転の再考、住民との話し合いの継続等を求める意見が出された。
12.13	知事あてに、土地利用の協議に係る県からさいたま市への回答内容に反対し再検討を求める「抗議文」が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
H20.1.24	知事あてに、「緑地・防災公園」とするために日赤への売却計画を白紙に戻し、さいたま市への働きかけ等を求める「請願書」が提出された。 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会
2.29	「跡地全面は緑の防災公園に！ 日赤事務所の移転に反対します」との意見広告が埼玉新聞に掲載された。 掲載者：浦和青年の家跡地利用を考える会
3.21	跡地を日赤に売却
3.28	知事・日赤・さいたま市長あてに、跡地売買契約の解約を求める「抗議文」が提出された。知事あての全面公園化の陳情署名数：17,849人 提出者：浦和青年の家跡地利用を考える会 浦和区仲町三丁目住民有志
H21.2.17	県監査委員に、跡地売買契約の無効等を主張する住民監査請求が提出。
4.24	上記監査請求の棄却を受け、知事を被告とする住民訴訟が提起された。
6.23	日赤が新社屋建設工事を着工

7.31	近隣住民と石綿含有建材等の分析調査会社の職員が、敷地内で日赤職員立会いの下、石綿含有の疑いのある建材を3個採取した。それぞれを2分割し、その一方を日赤職員が持ち帰った。
8.11	上記近隣住民から、採取建材から石綿検出の旨、日赤に連絡があった。
8.13	近隣住民が採取した建材の片割れ(3個)を日赤から県が譲り受け、石綿含有量を調査した。その結果、3個とも基準値を超える量の石綿の含有を確認した。
8.17	県、さいたま市、日赤が対応を協議した。 県から、大気中の石綿濃度の測定、石綿含有の疑いのある建材の分布状況等を把握するための目視による点検及び当該建材の手作業による除去・回収を行うことを市に報告し、市の了解を得た。
8.20 -22	石綿含有の疑いのある建材の分布状況等の点検・除去作業を実施した。(建材約16.6kgを回収)
8.24	知事・日赤支部長あてに「アスベスト含有建材破砕石(礫)の件で抗議と要請」と題する文書が提出された。 提出者：近隣住民有志の会、浦和第一女子高校関係者有志 浦和青年の家跡地利用を考える会
8.25	点検・除去作業の結果を踏まえ、県、さいたま市、日赤が今後の対応を協議した。県はさいたま市から再生砕石の全量撤去を指導された。
8.26	8月20日～8月22日に回収した石綿含有の疑いのある建材の石綿含有量を調査し、含有を確認した。
9.7	知事及び総務部長あてに「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎の跡地のアスベスト除去工事に係る要請」と題する文書が提出された。 提出者：近隣住民有志の会 浦和青年の家跡地利用を考える会
10.9	再生砕石の全量撤去工事を契約
10.15	知事あてに「旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎の跡地のアスベスト除去工事に係る請願」と題する文書が提出された。 提出者：近隣住民有志の会 浦和青年の家跡地利用を考える会
10.19	仮設撤去復旧工事を契約
10.27	再生砕石の全量撤去工事の住民説明会(第1回)
12.2	再生砕石の全量撤去工事の住民説明会(第2回)
12.24	再生砕石の全量撤去工事(追加工事)を契約
H22.1.18	再生砕石の全量撤去工事着工
1.21	一部住民から全量撤去工事の差止仮処分申請がなされた。
3.12	3回の審尋を経た後、全量撤去工事の差止仮処分申請が却下された。
4.30	再生砕石の全量撤去工事完了
5.14	仮設撤去復旧工事完了

(2) 日赤との土地売買契約について

平成20年3月21日付けで締結した日赤との土地売買契約の主な内容は、次表のとおりである。

売買価格	5億8,454万円	
売買物件	所在 (地積)	さいたま市浦和区岸町三丁目76番1 (1,976.47㎡) さいたま市浦和区岸町三丁目79番5 (598.56㎡) (地積合計 2,575.03㎡)
指定用途	日赤埼玉県支部の新庁舎建設用地	
契約者	甲 埼玉県 埼玉県知事 上田 清司 乙 日本赤十字社 日本赤十字社社長 近衛 忠輝	
条項	第6条	甲(県)は、この土地に隠れたかきがあっても、その責めを負わないものとする。
	第12条	この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(3) 解体及び付随する再生砕石敷設工事の概要

工事場所	さいたま市浦和区岸町3-79-5他
敷地面積	2,993.29㎡
工期	平成18年11月1日～平成19年2月28日
請負代金	59,309,250円
解体建物	2,402.53㎡
	旧岸町庁舎 669.73㎡(事務所[RC造4階建]、車庫、物置)
	旧浦和青年の家 1,732.80㎡(事務所[RC造2階建]、体育館[鉄骨造]等)
解体後の整地資材	再生砕石(RC40-0)228m <sup>3</sup> 材料検査 平成19年2月10日「合格」(監督員:管財課職員) (アスベストについての検査は行っていない。)
工事検査	平成19年3月9日「合格」(検査員:管財課副課長) (アスベストについての検査は行っていない。)
工事請負契約上の「瑕疵担保」の条項	第44条第2項 (略)瑕疵の補修又は損害賠償の請求は(略)引渡しを受けた日から1年(略)以内に行わなければならない。

(4) 再生砕石撤去工事の概要

原工事				
No	契約額(円)	契約日	工期	工事・変更内容
1	38,566,500	21.10.9	21.10.9 -11.10	(原設計)飛散防止剤を散布後、重機による集積・積み込みを行い、最終処分場へ運搬し処分

2	-	21.11.6	21.10.9 -22.3.15	住民説明会を受けて工期を変更
3	17,356,500 増額	22. 2.12	-	飛散防止剤の散布をやめ、仮設テントを設置（別工事）し、除去作業を行う ・集積・積込の機械（2台） 油圧式 電気式 ・ブルーシート敷き なし 3,124㎡ ・アスベスト濃度測定 敷地4回、周辺1回 敷地11回、周辺3回、テント内外164回 ・交通誘導員20人 交通誘導員49人 警備員120人
4	15,319,500 増額	22. 3. 5	21.10.9 -22.3.31	撤去機械の追加、工期延長（15日）に伴う機械の賃料や測定回数が増加 ・小型電動式バックホウ、発電機等賃料4台60日 5台75日 ・アスベスト濃度測定 敷地11回、テント内外164回 敷地14回、テント内外166回 ・交通誘導員 49人 101人 警備員 120人 155人
5	27,205,500 増額	22. 3.29	-	掘削深さ、掘削手間費、土の搬出量の変更 ・再生砕石・土等の集積・積込 419㎥ 575㎥ ・土の運搬・処分 156㎥ 312㎥ ・交通誘導員、警備員計 256人 384人
6		22. 3.29	21.10.9 -22.4.30	工期延長
7	-	22. 4.28	-	出来高による変更（総額不変）
計 98,448,000円				

追加工事				
No	契約額(円)	契約日	工期	工事・変更内容
1	20,926,500	21.12.24	21.12.24 -22.3.15	仮設テント、負圧集じん機の設置等を行う
2	10,468,500 増額	22. 2.12	-	仮設テントの追加、仕様等の変更 ・仮設テント2つ追加、30日レンタル ・油圧式トラッククレーン1台追加 30日レンタル
3	9,072,000 増額	22. 3. 5	21.12.24 -22.3.31	仮設テントの追加、工期延長に伴う仮設テント賃料等の変更 ・仮設テント1つ追加、30日レンタル ・仮設テント、クレーンのレンタル 60日 75日
4	-	22. 3.29	21.12.24 -22.4.30	工期延長
5	178,500	22. 4.28	-	出来高による変更
計 40,288,500円				
合計 138,736,500円				

( 5 ) 仮設撤去復旧工事の概要

No	契約額(円)	契約日	工期	工事・変更内容
1	6,720,000	21.10.19	21.10.19 -11.20	(主な原契約) 仮囲い...敷地周囲の仮囲いは使用賃借 敷地内の一部を横切る仮囲いは撤去復旧 仮設事務所...撤去復旧
2	-	21.11.12	21.10.19 -22.3.25	工期の変更 (別契約の再生砕石撤去工事の工期変更に伴うもの)
3	1,426,950 増額	22. 2.22	-	仮囲い、仮設事務所の賃借日数の増 仮設事務所 撤去・復旧 一時使用賃借後撤去復旧 仮設鉄板 撤去・復旧 賃借 仮設ゲート賃借料 未算定 算定
4	-	22. 3.25	21.10.19 -22.5.14	工期の変更 (別契約の再生砕石撤去工事の工期変更に伴うもの)
5	226,800 増額	22. 3.25	-	仮囲い、仮設ゲートの賃借日数の増
計	8,373,750円			

第4 監査の結果

監査対象事項に対する判断

請求書、陳述、実施した監査の内容を踏まえ、請求人が不当性を主張する2点について、以下のとおり判断する。

1 土地売買契約書の瑕疵担保責任免責条項(第6条)について

請求人は、「甲(県)は、この土地に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。」との当該条項により、買主である日赤が責任を負うべきで、仮設撤去復旧工事費用を県が支出するのは不適切であると主張する。

石綿含有建材が土地に内在していたものではなく、県が既存建物の解体に際して再生砕石を敷く工事を行い、その再生砕石の中に混入が確認されたという事実を踏まえると、管財課が、石綿含有建材の混入は県が実施した工事に起因したものであり、当該「土地に隠れた瑕疵」には該当しないものとして、県が経費を負担して再生砕石撤去工事に伴う仮設撤去復旧工事を行うべきであると判断したことは是認できる。

2 地方自治法第96条に規定する議会の議決について

請求人は、管財課の文書中に「補償」という記載があるため、仮設撤去復旧工事は日赤社屋の建設を行う事業者に対する損害賠償に該当し、法に規定する議会の議決を欠いた不適切な支出であると主張する。

当該工事は、再生砕石の撤去工事に際して、日赤社屋建設のために同敷地内に既に設置されていた仮設現場事務所及び一部仮囲い等の撤去復旧並びに同敷地周囲の仮囲い及び仮設現場事務所の使用が必要となったため、日赤社屋建設工事請負事業者と契約を締結したものである。請求人が主張する管財課の文書中の「補償」という文言については、この工事の内容を指しており、「損害賠償」の意味では使用していないと認めることができる。

法第96条第1項第13号の「法律上その義務に属する損害賠償」は、国家賠償法の規定により賠償義務を負うような場合、あるいは民法上の損害賠償を負うような場合が該当する。従って、当該工事がこれに該当する余地はなく、議会の議決は要しないものと解する。

以上により、本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

資料

職員措置請求書

埼玉県監査委員 殿

平成23年6月7日

旧浦和青年の家跡地における仮設撤去工事に関して

請求の要旨

埼玉県総務部管財課の発注により、「42旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における仮設撤去工事」(別紙3～9)が実施された。工事費用は清水建設株式会社に対し金8,373,750円が埼玉県より支出された。工事費用金8,373,750円は不適切な支出である。

総務部管財課長及び同課職員並びに本件に関連連座する全職員に対し、工事支払金8,373,750円の補填をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

請求の理由

「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地」の大部分(さいたま市浦和区岸町三丁目7番1及び同79番5)は平成20年3月21日に埼玉県から日本赤十字社へ売却された。

平成21年8月「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地」に撒かれた再生砕石に混入した建材(スレート片等)から石綿が市民団体の調査により確認され、その後埼玉県の調査でも建材(スレート片等)から石綿が検出し、旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地に於いて、平成21年8月20日より同月22日まで、破碎されたアスベスト含有建材を、再生砕石より目視により選別し回収する工事「旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他工事」が実施された。その後「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事」が、平成22年1月18日より同年4月30日まで実施された。

旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における仮設撤去工事が、平成21年10月19日から平成22年5月14日まで実施され工事費用金8,373,750円が支出された。工事と称しているが、日赤新社屋建設の為に設置された現場事務所と仮囲いの賃料及び撤去・復旧費である。ちなみに「旧浦和青年の家跡地及び旧岸町庁舎跡地における再生砕石撤去工事」を施工した斉藤工業は、別に現場事務所数棟を設置していた。

1. しかしながら、同土地売買契約書(別紙1)では、「(かし担保責任)第6条 甲は、この土地に隠れたかしがあっても、その責任を負わないものとする。」(甲は埼玉県)とある。よって本件の責任を売主である埼玉県(甲)が負うべきでなく、買主である日本赤十字社(乙)が責任を負うべきである。仮設撤去工事費用金8,373,750円を埼玉県が支出するのは不適切である。

2. 本件は損害賠償に該当し議会の議決が必要と思慮される。しかし課長決裁で支出命令が結成されており不適切な支出である。地方自治法第九十六条 13

「清水建設の現場内であるため、清水建設が日赤社屋建設のため設置した仮設に対する補償が必要となった」(別紙2)

総務部管財課長及び同課職員並びに本件に関連連座する全職員に対し、工事支払金 138,736,500 円の補填をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

「本件に関連連座する全職員」に関して

管財課職員として

平成21年度 石橋管財課長以下、児矢野副課長、横尾主幹、矢部主査

平成22年度 高柳管財課長以下、児矢野副課長、佐藤副課長、矢部主幹、折原主査、成田主査(別紙3)

以上が関与している。

別紙事実証明書(資料名を記載、内容は略)

- |    |   |  |                         |       |            |
|----|---|--|-------------------------|-------|------------|
| 別紙 | 1 | 土地売買契約書                                  | 平成20年3月21日              | 甲 埼玉県 | 乙 日本赤十字社   |
| 別紙 | 2 | 旧浦和青年の家跡地における石綿含有建材が混在する再生砕石の撤去工事に係る増額変更 | 2010/2/16               | 管財課   |            |
| 別紙 | 3 | 支出命令                                     | 文書番号 094000199844010000 | 起案日   | 平成22年6月8日  |
| 別紙 | 4 | 同上                                       |                         |       |            |
| 別紙 | 5 | 埼玉県建設工事請負契約変更契約書                         | 平成22年3月25日              | 工期延長  | H22.5.14   |
| 別紙 | 6 | 埼玉県建設工事請負契約変更契約書                         | 平成22年3月25日              | 増金    | 226,800円   |
| 別紙 | 7 | 埼玉県建設工事請負契約変更契約書                         | 平成22年2月22日              | 増金    | 1,426,950円 |
| 別紙 | 8 | 埼玉県建設工事請負契約変更契約書                         | 平成21年11月12日             | 工期延長  | H22.3.25   |
| 別紙 | 9 | 埼玉県建設工事請負契約書                             | 平成21年10月19日             | 金     | 6,720,000円 |

以上